災害により一時的な離職または休業を余儀なくされた皆さまへ

オンラインによる失業認定が受けられます

雇用保険による基本手当の受給は、4週間に一度の認定日にハローワークにお越しいただき、 失業の認定を受けることが必要です。

ハローワークでは、災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職または休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施しており、このうち希望する方については、ご自宅からのオンラインによる失業認定を実施します。

オンライン・ハローワークシステムへの利用者登録

オンラインによる失業認定を受けるためには「オンライン・ハローワークシステム」から「利用者登録」が必要です。
アクセスや操作マニュアルはこちらからご覧ください。

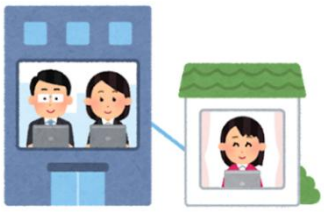
オンライン・
ハローワークシステム

システム操作
の流れ（動画）

操作マニュアル

共通操作

失業認定-書面認定



オンライン失業認定の流れ

タイミング	内容	操作マニュアル参照先
雇用保険説明会の開庁日で前々日まで	利用者登録をする	共通操作　1.3
	▼	
	「受給資格者証請求」をする	失業認定書面認定1.1
	▼	
雇用保険説明会まで	受給資格者証を取得する	失業認定書面認定1.2

認定日ごとに以下を繰り返します

認定日当日 （午前中まで）	「失業認定申告書（書面認定）」を本申請する	失業認定書面認定3.1
	▼	
認定日以降	受給資格者証を取得する	失業認定書面認定3.2

タイミングについてハローワークから個別に指示があった場合はそれに従ってください。
「前々日」等は、全てハローワークの開庁日での表示になります。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク　LL071201保01

オンライン失業認定チェックリスト

- オンライン書面認定にかかる費用（電気代や通信費等）は求職者のご負担となります。

- ご利用のスマートフォン等の端末の推奨環境等を満たす必要があります。

推奨・動作環境		
OS	Android5.0以降、iOS11.0以降	推奨
ブラウザ	Google Chrome、Safari	推奨
	Firefox68	動作可能

- オンライン・ハローワークシステム（以下「システム」といいます。）からのメールを受信できるようにしてください。ドメイン指定をされている方は、「@online-hellowork.mhlw.go.jp」から受信できるように変更してください。

- システムの利用に当たっては、あらかじめ利用規約への同意が必要になります。利用規約への同意はシステムの操作の中で行います。

- システムの操作に当たっては、動画とマニュアルをご覧ください。また、操作方法に関するご不明点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

- 雇用保険説明会の2開庁日前までにオンライン・ハローワークシステムの「利用者登録」及び「受給資格者証請求」を完了させてください。その後、雇用保険説明会前までに受給資格者証を送付しますので、スマートフォン等の端末へ保存しておいてください。

- 認定日当日の午前中に失業認定申告書の電子申請が完了しなかった場合、通信障害等で電子申請ができない場合、認定対象期間に1日でも「就職・就労」「内職・手伝い」をされた日がある場合、認定日変更が必要な場合は、ハローワークが認める場合を除き、通常の来所による失業認定となります。

- 電子申請をいただいた失業認定申告書の内容に不備がある場合、電話確認をさせていただく場合がありますので、認定日当日はいつでもお電話に出られるようにご準備をお願いします。この電話確認ができない場合、支給処理が遅れることがあります。

- そのほか、各期限までに必要なシステムの操作ができなかった場合など適切にオンラインによる失業認定を受けるために支障がある場合、来所による通常の失業認定を指示することがあります。来所による通常の失業認定を受ける場合は、受給資格者証が確認できるスマートフォン等の端末、マイナンバーカード等の本人確認書類持参してください。

- 転居して管轄ハローワークに変更がある場合、転居前の管轄ハローワークで保管している受給資格者証をお渡ししますので、転居前の来所をお願いします。来所が困難な場合には、その旨を転居前のハローワークにご連絡ください。

お困りごとや不明点はお問い合わせください

ヘルプデスク　0570-028-609

受付可能時間：平日8:00～18:00　※年末年始（12/29～1/3）は受付可能時間より除く

登録商標又は商標：本リーフレットに記載されている以下の会社名、製品名は、各社の登録商標又は商標です。